

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	予防接種の実施、給付の支給、実費の徴収に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

御代田町は、予防接種の実施、給付の支給、実費の徴収に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の実態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

## 評価実施機関名

御代田町長

## 公表日

令和2年10月1日

# I 関連情報

## 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	予防接種の実施、給付の支給、実費の徴収に関する事務
②事務の概要	<p>1. 予防接種法の規定に則り予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。</p> <p>①予防接種法による予防接種の実施対象者把握 ②情報提供ネットワークシステムへの予防接種データ提供</p> <p>2. 母子保健法の規定に則り母子健診情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。</p> <p>①母子保健法による健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付に関する事務 ②情報提供ネットワークシステムへの妊娠届データ提供</p> <p>3. 健康増進法の規定に則り成人健診情報の管理、案内通知の出力、統計報告資料作成、データ分析処理などを行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。</p> <p>①健診受診時の対象者可否の判断に利用</p>
③システムの名称	健康かるて

## 2. 特定個人情報ファイル名

予防接種ファイル、母子保健ファイル、健康増進ファイル

## 3. 個人番号の利用

法令上の根拠	・番号法第9条第1項、別表第一 第10、49、76項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条、第40条、第54条
--------	---

## 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[ 実施する ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 26、56の2、87の項 (別表第二における情報照会の根拠) 17、18、19、70の項

## 5. 評価実施機関における担当部署

①部署	保健福祉課
②所属長の役職名	保健福祉課長

## 6. 他の評価実施機関

なし
----

## 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	〒389-0292 御代田町総務課庶務係 住所:長野県北佐久郡御代田町大字馬瀬口1794番地6 電話:0267-32-3111 FAX:0267-32-3929
-----	---

## 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	〒389-0292 御代田町総務課庶務係 住所:長野県北佐久郡御代田町大字馬瀬口1794番地6 電話:0267-32-3111 FAX:0267-32-3929
-----	---

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年9月30日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年9月30日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類						
[ 基礎項目評価書 ]			<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書</p> <p>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。</p>			
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)						
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]					
<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>						
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]					
<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>						
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]					
<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>						
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託						
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]					
<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>						
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)						
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]					
<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>						
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続						
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)					
<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>						
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)					
<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>						
7. 特定個人情報の保管・消去						
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]					
<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>						
8. 監査						
実施の有無	[ ○ ] 自己点検	[ ] 内部監査	[ ] 外部監査			
9. 従業者に対する教育・啓発						
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]					
<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>						

变更箇所